

「ショートステイきたもと寿苑」 重要事項説明書

《令和7年10月1日現在》

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 一寿会
法人所在地	埼玉県八潮市大字八條 294-4
代表者名	上梶 純男
電話番号	048-930-5111
F A X	048-930-5110

2 事業所名及び事業所番号等

事業所の名称	ショートステイきたもと寿苑
事業所の所在地	埼玉県北本市二ツ家 3-113-3
事業所代表者名	新井 隆
電話番号	048-501-8600
F A X	048-501-8601
事業所番号	1175300712

3 事業所の目的及び運営方針等

[事業所の目的]

本事業は、本事業所に配置する従業員（以下「職員」という。）が、要支援または要介護状態の方（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）（以下「短期入所生活介護等」という。）を提供することを目的とします。

[運営方針]

- (1) 本事業は、要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限り その居宅において、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介助、その他の日常生活上の世話・機能訓練及び健康管理を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- (2) 本事業の実施にあつては、居宅介護支援事業者及び包括支援センター、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとします。
- (3) 本事業所は、正当な理由無く短期入所生活介護等のサービスの提供を拒まないものとします。

[その他]

- (1) 本事業の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他のサービス担当職員と協議の上、サービスの目標、当該目標

を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護等の計画を作成するものとし、利用者またはその家族に対し、その内容を説明するものとします。

(2) 本事業所は、自らその提供する短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(3) 本事業所は、職員に対しその資質の向上のための研修等の機会を確保するものとします。

4 事業所の概要

(1) 構造及び利用定員等

建物	構造	建築延面積
	鉄筋コンクリート造 3 階建	5172.90 m ²
利用定員	指定短期入所者生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	空所型
敷地面積	5481.59 m ²	

(2) 居室

居室の種類	人数	面積 (1人当り面積)
個室ユニット	特養定員 100 名以内とする	13.22～14.00 m ²

(3) 主な設備等

種類	設置個所	面積
機能訓練・共同生活室	1F 2ユニット 各1ヶ所 (けやき・いちょう)	28.16 m ²
	2F 4ユニット 各1ヶ所 (すみれ・さくら・たんぽぽ・あじさい)	28.59～47.91 m ²
	3F 4ユニット 各1ヶ所 (ひまわり・なでしこ・あやめ・こすもす)	27.59 m ² ～47.9 m ²
トイレ	1・2・3F各ユニット 各5ヶ所	3.57 m ² ～3.70 m ²
浴室(個人浴)	1・2・3F各ユニット 各1ヶ所	5.06 m ² ～6.46 m ²
特浴室	2F・3F 各1ヶ所	26.75 m ²
医務室	2F 1ヶ所	10.00 m ²
調理室	1F 1ヶ所	109.88 m ²
洗濯室	1・2・3F 各1ヶ所	15.25 m ² ～32.12 m ²
汚物処理室	1・2・3F各ユニット 各1ヶ所	1.20 m ² ～3.20 m ²
介護材料室	1・2・3F各ユニット 各1ヶ所	2.70 m ² ～9.28 m ²
エレベーター	2基	

(4) 事業所の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、北本市、桶川市、上尾市大字南、久保、上、西門前、中妻、井戸木、泉台、藤波となります。

5 事業所の職員体制 [全て介護老人福祉施設と兼務]

職員の職種	人員	区分	職務内容
施設長	*1	常勤兼務	職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行う。
嘱託医師	*1 以上	非常勤	事業所内診療において、利用者の健康管理に対する措置及び療養上の指導等を行う。
生活相談員	1 以上	常勤兼務	利用者またはその家族から相談に対する対応、及び必要な援助・指導等を行い、サービス上の連絡調整に従事する。介護支援専門員兼務。
看護職員	*1 以上	常勤兼務	利用者の健康状態を把握し、配置医師等の指示により、利用者の健康維持のための必要な看護を行う。
介護職員	4 以上	常勤	利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に、充実した生活が送れるよう、日常生活上の介護及び相談、援助を行う。
機能訓練指導員	*1 以上	常勤兼務	利用者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営む上での必要な機能の改善または維持及び減退防止のための機能訓練を行う。
介護支援専門員	1 以上	常勤兼務	利用者個々の心身の状況に応じ、施設サービス計画の作成を行い、実施状況の把握及び計画の見直し・変更を行う。生活相談員兼務。
栄養士	*1 以上	常勤専従	利用者個々の身体の状態にあった献立の作成及び栄養管理・衛生管理を行う。

*は、併設する介護老人福祉施設職員による兼務

6 職員勤務体制

職員の職種	勤 務 体 制	休憩
管理者	日勤（8：30～17：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
嘱託医師	週1回程度 2時間勤務	
生活相談員	日勤（8：30～17：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
看護職員	日勤（8：30～17：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
介護職員	日勤（8：30～17：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	早出（6：30～15：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	遅出（13：00～22：00）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	夜勤（21：45～6：45）常勤で勤務 ※その他交替勤務によるシフト制あり	勤務内交替で1時間
機能訓練指導員	日勤（8：30～17：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
介護支援専門員	日勤（8：30～17：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間
栄養士	日勤（8：30～17：30）常勤で勤務	勤務内交替で1時間

7 事業所サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
食 事	管理栄養士が立てた献立により、栄養と利用者の身体の状態に配慮した食事を提供します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入 浴	週2回以上の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方、機械浴での入浴も可能です
排 泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助をおこないます。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、原則週1回行います。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により、利用者の心身の状態に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
健 康 管 理	主治医と連携を図りながら看護職員により健康管理を行います。利用中に医療を必要とする場合は、主治医の指示に従い適切な対応を行います。
レクリエーション等	適宜利用者のための施設内レクリエーション及び野外レクリエーションを行います。
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。(送迎サービスの利用は、任意です。)
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

8 利用料金

(1) 介護保険給付サービス利用料金

利用者は、原則として厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が自己負担となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、厚生労働省令が定める基準額の全額を一旦お支払い頂くこととなります。利用料のお支払い後にサービス提供証明書と領収書を発行いたします。サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

<<併設型ユニット型短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）費>>

個室ユニット (1日当り)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
1 割負担	546 円	677 円	727 円	797 円	874 円	948 円	1,019 円
2 割負担	1,092 円	1,355 円	1,454 円	1,594 円	1,749 円	1,896 円	2,039 円
3 割負担	1,639 円	2,032 円	2,181 円	2,392 円	2,624 円	2,844 円	3,058 円

<<短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用加算料金>>

加算内容	単位数 (1日当り)	1 割負担 (1日当り)	2 割負担 (1日当り)	3 割負担 (1日当り)	加算要件
機能訓練体制加算	12 単位	13 円/日	25 円/日	38 円/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置している場合に算定される、1日当たりの加算料金です。
個別機能訓練加算	56 単位	58 円/日	116 円/日	174 円/日	・ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置していること。 ・ 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること ・ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している。 ・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅へ訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅へ訪問した上で当該利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し訓練内容の見直し等を行っていること
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	5 円/日	9 円/日	13 円/日	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位	9 円/日	17 円/日	25 円/日	当該事業所の看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数が 25 またはその端数を増

					すごとに1以上であること。 特別養護老人ホームの空床を利用する場合にあつては、特別養護老人ホームの看護職員の数が、当該特別養護老人ホームの入所者と指定短期入所生活介護の利用者の合計数が25 またはその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準に規定する看護職員の数に1を加えた数以上である場合であつて、当該事業所の看護職員により、または病院等の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に算定される1日当たりの加算料金です。
医療連携強化加算	58 単位	60 円/日	120 円/日	180 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ・短期入所生活介護費の看護体制加算Ⅱを算定していること。 ・利用者の急変の予測や早期発見のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ・主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 ・急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。次のいずれかに該当する状態。 ・喀痰吸引を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈注射を実施している状態 ・人工腎臓を実施している状態 ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ・褥瘡に対する治療を実施している状態 ・気管切開が行われている状態

夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	18 単位	19 円/日	38 円/日	56 円/日	ユニット型短期入所生活介護費を算定しており、夜勤を行う介護職員・看護職員の数、最低基準を 1 以上上回っている場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	207 円/日	414 円/日	620 円/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	124 円/日	248 円/日	372 円/日	若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合で、以下に該当する場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。 ・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。
送迎加算 (片道)	184 単位	190 円/日	381 円/日	571 円/日	利用者の心身の状態、家族の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当施設との間の送迎を行う場合に算定される加算料金です。
療養食加算	8 単位	9 円/回	17 円/回	25 円/回	主治の医師により疾患治療の直接的手段として発行された食事箋に基づき、厚生労働大臣が定める療養食を管理栄養士又は栄養士の管理下において、利用者の年齢、心身の状況にも考慮した適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に算定される 1 日 3 食を限度とし、1 食を 1 回として、1 回単位の評価とする加算料金です。
緊急短期入所受入加算	90 単位	93 円/日	186 円/日	279 円/日	・別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日を限度として加算する。(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得

					ない事情がある場合 には 14 日) (別に交背労働大臣が定める者の内容は次のとおり) *利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者。 *現に利用定員の 100 分の 95 に相当する数の利用者に対応している指定短期入所生活介護事業所において、緊急に指定短期入所生活介護を受ける必要がある者。
在宅中重度者受入加算 (イ)	421 単位	435 円/日	870 円/日	1,305 円/日	当施設の利用者が、在宅において利用していた訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理を行わせた場合、以下の該当する区分に応じ算定される 1 日当たりの加算料金です。 (イ) 看護体制加算 (I) を算定している場合 (ロ) 看護体制加算 (II) を算定している場合 (ハ) 看護体制加算 (I) 及び (II) をいずれも算定している場合 (ニ) 看護体制加算 (I) 及び (II) をいずれも算定していない場合
在宅中重度者受入加算 (ロ)	417 単位	431 円/日	862 円/日	1,293 円/日	
在宅中重度者受入加算 (ハ)	413 単位	427 円/日	854 円/日	1,280 円/日	
在宅中重度者受入加算 (ニ)	425 単位	439 円/日	878 円/日	1,317 円/日	
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18 単位	19 円/日	38 円/日	56 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上である場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算 (I) ロ	12 単位	13 円/日	25 円/日	38 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上である場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算 (II)	6 単位	7 円/日	13 円/日	19 円/日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上である場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位	7 円/日	13 円/日	19 円/日	生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員の総数のうち、勤続年数が 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上である場合に算定される 1 日当たりの加算料金です。

看取り連携 体制加算 ※死亡日及び 死亡日以前 30 日以下につい て 7 日を限度	64 単位	66 円/日	132 円/日	198 円/日	・ 次のいずれかに該当すること ○ 看護体制加算 (II)、または (IV) を算定していること ○ 看護体制加算 (I)、または (III) を算定しており、ショートステイの看護職員が病院、診療所、訪問看護ステーション、本体施設の看護職員との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること ・ 看取り期の対応方針を定め、利用開始の際に利用者・家族らに対応方針を説明し、同意を得ていること
生産性向上 体制加算 (II)	10 単位	11 円 ／月	21 円 ／月	31 円 ／月	・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。 ・ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
生産性向上 体制加算 (I)	100 単位	103 円 ／月	206 円 ／月	309 円 ／月	・ (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用など)の取組等を行っていること。 ・ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

<その他の加算>

介護職員等処遇改善加算(I)	上記介護保険対象となる利用料総額の 14.0%
----------------	-------------------------

* 北本市は介護保険上 6 級地 となり、1 単位あたり 10.33 円で計算します。

* 基本料金、加算料金については、月の総合計での計算となるため金額が変更になる場合があります。

(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金

ご利用者の食事費及び居住費（滞在費）にかかる費用（1日当たり）です。但し、標準負担限度額認定証の発行を受けている方につきましてはその認定証に記載された金額（1日当たり）のご負担となります。

(3) キャンセル料

本事業所はご利用者が正当な理由なく短期入所生活介護等サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、下記キャンセル料の支払いを求めることができます。

- ①ご利用日の3日前迄にご連絡を頂いた場合 無料
- ②ご利用日の前日迄にご連絡を頂いた場合 利用料の50%
- ③ご利用日の当日迄にご連絡を頂いた場合（当日迄にご連絡頂けなかった場合）利用料の100%

＜＜短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）食費自己負担料金＞＞

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
個室ユニット (1日当たり)	300円	600円	1,000円/1,300円	1,800円

- * 日額で朝・昼・夕の3食で1,800円を基準額とし、朝食=500円、昼食=700円、夕食=600円とする。第4段階の方は、提供された食数単価で計算し、第1～第3段階の方は、提供された食数単価で計算した1日当たりの額が上記表の額を超えない場合はその額で、超えた場合は上記表の額となります。

＜＜短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）居住費（滞在費）自己負担料金＞＞

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
個室ユニット (1日当たり)	880円	880円	1,370円	2,260円

- * 市町村民税世帯非課税者において、その保険者である市町村が定める、利用者負担減免措置の要件を全て満たし、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると、その保険者の長が認めた方は自己負担の減免を受けることができます。

《その他の利用料金》

日用品費	＊身の回り品について施設での提供をご本人様・ご家族様が希望する場合 1日につき280円 内訳（歯ブラシ、歯磨き粉、手洗い用石鹸、タオル、シャンプー、 リンス、 ボディーソープ・ボディーローション） ・嗜好品として（コーヒー、紅茶、ココアなど） ・ユニットレク活動費 ＊施設での提供を希望しない場合、身の回り品はご持参ください
トロミ剤使用料	トロミ剤を使用した場合 1回につき20円
電気使用料	利用者が個人的に持ち込まれて使用される場合の電気使用料金として、 1点につき1日当たり70円をご負担いただきます。
理美容料金	利用者の希望により、出張による理美容サービスを受けることができます。 但し実費自己負担となります。
健康管理費	施設が必要とする予防接種などの費用
その他の費用	サービス提供される便宜の中で、日常生活において通常必要となる費用 で、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用は、実 費自己負担となります。

9 利用料金のお支払い方法

- (1) 事業者は、利用者又は利用者代理人対し、毎月25日までに前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- (2) 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月28日までに手持ちの金融機関口座からの引き落としにより支払います。
- (3) 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けた時は、利用者代理人に対し、領収書を発行します。

10 サービス内容等に関する苦情等相談

[相談窓口] 当 事 業 所 お 客 様 相 談 員		
受付担当責任者	受付ご利用時間	ご利用方法
事務長：福田 恭久	8：30～17：30	電話番号 (048)501-8600 Fax (048)501-8601 面接 (面接室又は応接室) 意見箱 (受付窓口横に設置)

[苦情処理体制及び手順]

- ① 苦情処理担当者が相談者本人に直接伺って、苦情内容の詳細把握を行います。
- ② 苦情内容について管理者を含め対応策の検討を行います。
- ③ 苦情処理担当者が相談者に検討結果の説明を行います。
- ④ 上記の苦情等の内容及び経過については、利用者の短期入所生活介護等計画の作成を担当している者にその都度報告し、必要な指示を受けます。
- ⑤ 苦情処理についての内容・対応結果等について台帳管理を行い、苦情の処理後も利用者及び担当介護支援専門員と連携を図り、職員教育等を徹底して、再発防止に努めます。

なお、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等にも苦情を伝えることができます。

- ① 北本市役所 保健福祉部高齢介護課介護担当 048-591-1111(代)
- ② 桶川市役所 高齢介護課 048-786-3211(代)
- ③ 上尾市役所 健康福祉部高齢介護課 048-775-5111(代)
- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係
(苦情相談専用) 048-824-2568
- ⑤ 上記以外の市町村 住所地の市町村役場の介護保険担当課窓口にご相談ください。

11 非常災害時の対応

非常時の対応・対策	・当事業所の消防計画を基に対応を行います。 ・関係機関への通報体制等を定期的に職員に周知します。
避難訓練及び防災設備	・当事業所は、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、利用者も参加して行います。 (主要防火設備) ・スプリンクラー及び防火扉・シャッター ・避難階段及び誘導灯 ・屋内外消火栓及び消火器 ・自動火災報知機及びガス漏れ警報器
消防計画等	(埼玉県央広域消防本部消防長への届出日) 平成25年 2月 7日 (防火管理者) 福田 恭久

12 嘱託医師及び協力医療機関

嘱託医師	病院名	医療法人K. N. C 桶川K. Nクリニック
	医師名	院長 長井 仁志
	所在地	埼玉県桶川市若宮 1-1-7 桶川駅前メディカルビル 2 F
	連絡先	0 4 8 - 7 8 7 - 7 7 1 5
協力医療機関	病院名	医療法人財団 聖蹟会 埼玉県中央病院
	所在地	埼玉県桶川市坂田 1726 番地
	連絡先	0 4 8 - 7 7 6 - 0 0 2 2 (代)
協力歯科医院	病院名	医療法人社団 伸整会 サン歯科医院
	所在地	埼玉県鴻巣市箕田 1877
	連絡先	0 4 8 - 5 9 6 - 6 8 7 4

13 事業所利用にあたっての留意点

外出・外泊	外出・外泊の際には必ず職員に申し出て頂き、外出・外泊許可願いの提出をお願いします。
面 会	面会時間：8：30～20：00 面会者は、面会簿に必要事項の記入をお願いします。
宗教・政治活動	事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
禁 煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行動等	他の利用者に対する迷惑な行為はご遠慮ください。
所持金品の管理	所持金品は、原則として自己の責任で管理してください。

14 緊急時の対応

利用者に容体の急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族等（緊急連絡先）及び居宅介護支援事業所へご連絡いたします。

主治医	病院名	
	所在地	
	連絡先	
緊急連絡先 1	氏名（続柄）	()
	住 所	
	連絡先	
緊急連絡先 2	氏名（続柄）	()
	住 所	
	連絡先	

15 事故発生時・事故防止及び再発防止の対応

- (1) この施設は、事故発生時の対応等の指針を整備し、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスの提供を行います。尚、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) この施設は、事故防止の為に委員会、職員への研修を定期的に行うものとします。
- (3) この施設は、事故の再発を防止するため、事故発生の報告、分析、改善策を職員へ周知徹底し体制を整備するものとします。

16 お客様へのお願い

サービス利用には、介護保険被保険者証及び居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。